

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第63条第7項
処 分 の 概 要：故障車両の整備確認
原権者（委任先）：警察署長 高速道路交通警察隊長 車両の整備に係る事項について権限を有する行政庁
法 令 の 定 め： 道路運送車両の保安基準
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日間
申 請 先：警察署交通課（係） 高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先：警察署交通課（係） 高速道路交通警察隊 警察本部交通部交通指導課企画指導係（電話0952-24-1111 内5124）
備 考：令和元年11月5日改訂